

# 松浦市の健全化判断比率と資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、財政健全化法）」が平成21年4月1日より全面施行されました。

この法律は、長崎県や松浦市といった地方公共団体の財政の健全性の度合いを表すことを目的としています。具体的には、普通会計をはじめとして特別会計や公営企業会計、さらには関係する一部事務組合や第三セクターなどの決算を一定のルールにより合算した上で算定し公表しようとするものです。

今回この法律の規定により、本市の平成20年度決算に基づく平成21年度の健全化判断比率および資金不足比率について算定したのでお知らせします。

## ■健全化判断比率（自治体の財政状況をチェックするための4つの指標）の算定結果

### ◎健全化判断比率のポイント（表1）

本市の数値は表1の通りです。今回の算定では、4つの指標とも早期健全化基準および財政再生基準未達となり、法律に基づく財政健全化計画および財政再生計画の策定などは必要ありません。

しかし、実質公債費比率は、地方債を発行する際の基準としても用いられており、この比率が18%未満であれば都道府県知事との協議により発行できますが、本市（18・9%）のように、18%以上の場合は公債費負担適正化計画を策定した上で、都道府県知事の許可を受けなければ発行することができないことになっています。

このことから、現在、財政の健全化に向けて、独自に策定している「松浦市財政健全化計画（平成19年度～23年

度）」および「公債費負担適正化計画（平成20年度～23年度）」に沿って公債費の抑制を図り、比率の動向を注視しながら財政運営を行っているところで

## ■資金不足比率の算定結果

### ◎資金不足比率のポイント（表2）

本市において、資金不足比率を公表しなければならぬ会計は、表2の通りです。

会計単位に算定し、資金不足比率が経営健全化基準値以上となった場合は、法律に基づく経営健全化計画の策定が必要となりますが、今回の算定では、資金不足を生じている会計はありませんでした。

## ■用語解説

### ※1 早期健全化基準

地方公共団体が自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準（イエローカード的な基準値）です。健全化判断比率が一つでもこの基準値以上になると「財政健全化計画」を定めるなど、財政健全化に取り組まなければなりません。

### ※2 財政再生基準

財政健全化段階より悪化し、地方公共団体が自主的な財政健全化を図ることが困難な状況において、計画的に財政の健全化を図るべき基準（レッドカード的な基準値）です。

### ※3 実質公債費比率

実質的な公債費（地方債の元利償還金等）に充当された一般財源の標準財政規模などに対する割合を示す指標です。

### ※4 資金不足比率

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する割合を示す指標です。

表1) 松浦市の財政健全化判断比率 (単位: %)

	松浦市の健全化判断比率	早期健全化基準 ※1 (松浦市の場合)	財政再生基準 ※2
実質赤字比率	-	13.43	20.0
連結実質赤字比率	-	18.43	40.0
実質公債費比率 ※3	18.9	25.0	35.0
将来負担比率	158.3	350.0	-

注：実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字額がないため算定されません。実質赤字比率および連結実質赤字比率における早期健全化基準は、自治体の財政規模による区分が採用されているため、松浦市における基準を表記しています。

表2) 松浦市の公営企業の資金不足比率 (単位: %)

特別会計の名称	資金不足比率 ※4	経営健全化基準
水道事業会計	-	20.0
工業用水道事業会計	-	20.0
交通事業会計	-	20.0
病院事業会計	-	20.0
下水道事業会計	-	20.0
簡易水道事業特別会計	-	20.0
松浦魚市場特別会計	-	20.0
下水道事業特別会計	-	20.0
臨海土地造成事業特別会計	-	20.0
工業団地造成事業特別会計	-	20.0

注：資金不足を生じていない会計は資金不足比率は算定されません。

◎問合せ先 企画財政課財政係